

# 函館市中小企業振興基本条例の概要

函館は事業所のほとんどが中小企業であり、中小企業が函館の産業の中心的役割を担っていることから、地域経済の発展に重要な役割を果たしています。

中小企業振興基本条例は、このような中小企業の重要性についての認識を市、中小企業者等、市民が共有し、施策を総合的・計画的に推進し、中小企業の振興と地域経済の発展を図ることを目的としています。

## 基本理念

中小企業の多様で活力ある成長発展

創意工夫が  
生かされる

経営改善・向上の  
自主的努力の促進

経済的社会的環境  
の変化への適応

市、中小企業者等、  
市民の相互協力

## 基本方針

基本理念の実現のための  
市による中小企業振興施策の実施

経営の革新・  
創業の促進

新技術等を利用した  
事業活動の促進

人材の育成・確保

経営基盤の強化

連携の促進

地域資源等による  
産業の発展・創出

## 各主体の責務・努力・協力

### 中小企業振興審議会

中小企業振興の  
重要事項を審議

学識経験者

中小企業振興関係者

市民

施策の策定・実施  
中小企業者等・関係機  
関との緊密な連携

諮問・答申

市

中小企業の重要性の理解  
と成長発展への協力

中小企業者

経営の革新，経営基盤の強化等  
地域との調和  
安全・安心な市民生活への配慮  
必要な雇用環境の整備・人材の育成

連携  
協力

中小企業団体

基本理念の実現への  
主体的な取組

市民

## 本市経済の発展・市民生活の向上

(担当課)

経済部経済企画課連携・起業担当 〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3321 FAX 0138-27-0460 E-mail: shinjigyou1@city.hakodate.hokkaido.jp